

給付費（委託費）について

令和7年度給付費（委託費）について

支払い時期：令和8年5月頃に、令和7年度給付費の調整分をお支払い予定
(請求書の提出日、支払日については、別途お知らせさせていただきます。)

調整分の内訳

- | | |
|---|--|
| ① | 令和7年4月～令和8年3月までの各種調整 |
| ② | 令和7年度人事院勧告による公定価格の単価改定分（増額調整） |
| ③ | 【3月認定の加算】…施設機能強化推進費加算、高齢者等活躍促進加算、外部監査費加算、施設関係者評価加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算 |
| ⑤ | 職員配置改善加算 令和8年1月～令和8年3月分 |
| ⑥ | 運営継続支援臨時加算 |

※令和7年度給付費については、事後で調整事由が生じる場合を除き、この調整分で全てとなります。

決算の作成：令和7年4月から令和8年3月分までの給付費及び5月に支払い予定の調整分の合計額で計上いただきますようお願いします。

令和 8 年度公定価格について

1. 公定価格単価について

令和 8 年度公定価格単価表は告示として今後公表される予定となっております。
公表され次第、別途お知らせさせていただきます。

2. 令和 8 年度公定価格における加算等の主な改正点

次の項目について、改正が行われる予定です。
ただし、今後の国の公表内容に変更があった場合は随時ご連絡させていただきます。

- ・満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- ・3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し

○満3歳以上限定小規模保育事業の創設について

3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業を創設する

公定価格：小規模保育事業（A型）で3～5歳児を受け入れるときに算定できる 基本分単価・加算、算定する減算と同様

○3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し

3歳児に係る職員配置の状況について、15:1以上としている施設の割合が、上昇している状況を踏まえ、20:1の配置も認める期間を**令和9年度末（令和10年3月31日）**までとする。

⇒令和10年4月1日から、3歳児については15:1の配置が求められる。

「学級編制調整加配」・「定員21～40人調理体制の充実」

01 学級編制調整加配

【対象施設】

- ・幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定）

【現行】

- ・利用定員36人以上300人以下の場合であって、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を1人加配する場合に加算

【R8年度～】

- ・利用定員31人以上300人以下の場合であって、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を1人加配する場合に加算

02 定員21～40人調理体制の充実

【対象施設】

- ・定員40人以下の保育所及び認定こども園

【現行】

- ・利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）

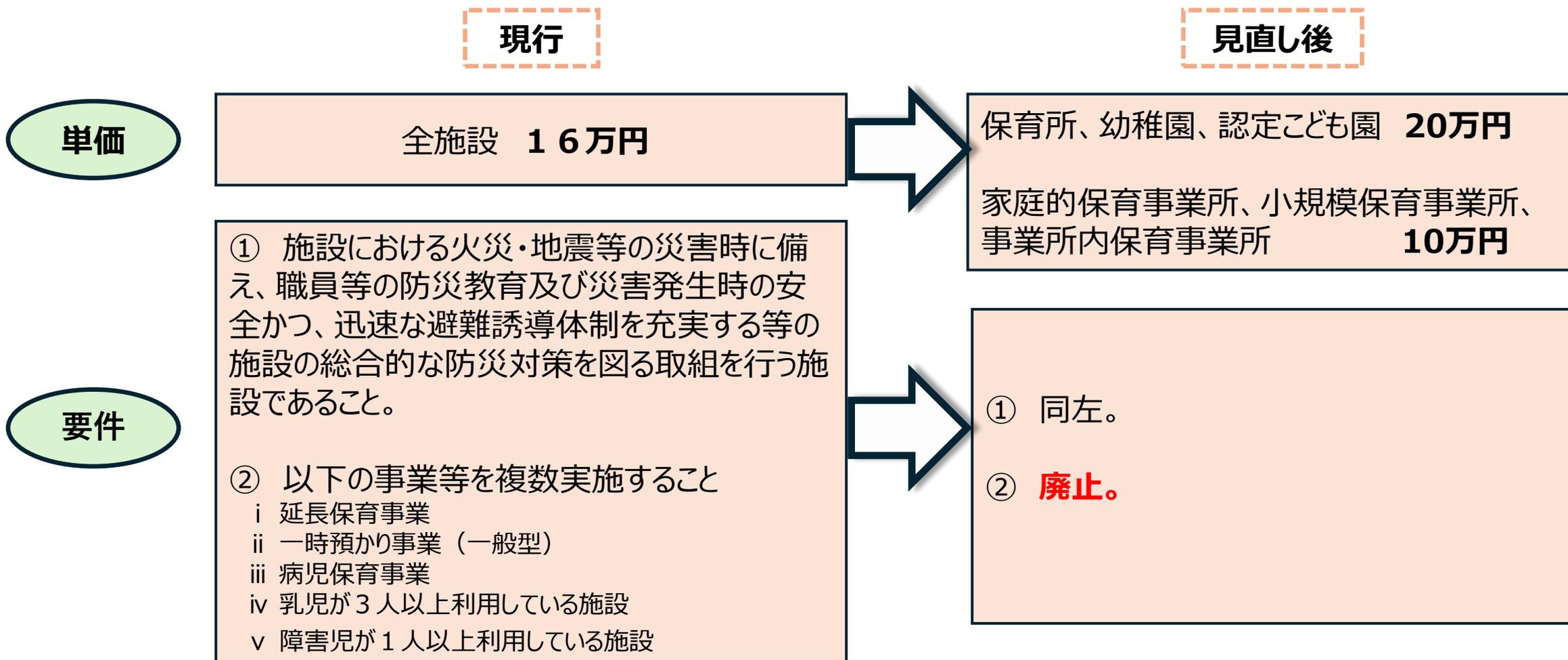
（注）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定。

【R8年度～】

- ・利用定員20人以下の施設は1人、40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（注））、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）

施設機能強化推進費加算の充実

- 施設の総合的な防災対策を図る取組を行った場合の施設機能強化推進費加算について以下の見直しを行う。



01 概要

複数の加算及び減算における複数事業等実施要件について、「**乳児等通園支援事業の実施**」を
選択肢の一つに追加

02 対象となる加算及び減算

- ①主幹教諭等専任加算
- ②主任保育士専任加算
- ③事務職員雇上費加算
- ④高齢者等活躍促進加算
- ⑤主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の減算

障害児保育の充実のための専門職の活用等① (療育支援加算の見直し)

- ・専門職（※）を配置する又は派遣を受けるための費用を算定できる新たな区分を設ける
 - ・家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、「療育支援加算」を新たに創設
- ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者

◆現 行

○幼稚園、保育所、認定こども園

A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設

B：それ以外の障害児受入施設



◆R8年度～

代替職員配置

A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設

B：それ以外の障害児受入施設

専門職配置等

A：月60時間以上(1週に2日程度を想定)

B：月90時間以上(1週に3日程度を想定)

※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能

※専門職配置等のBは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員90人以上の施設のみ算定可能

○家庭的保育事業、小規模保育事業、事業
所内保育事業：**R8年度から新設**



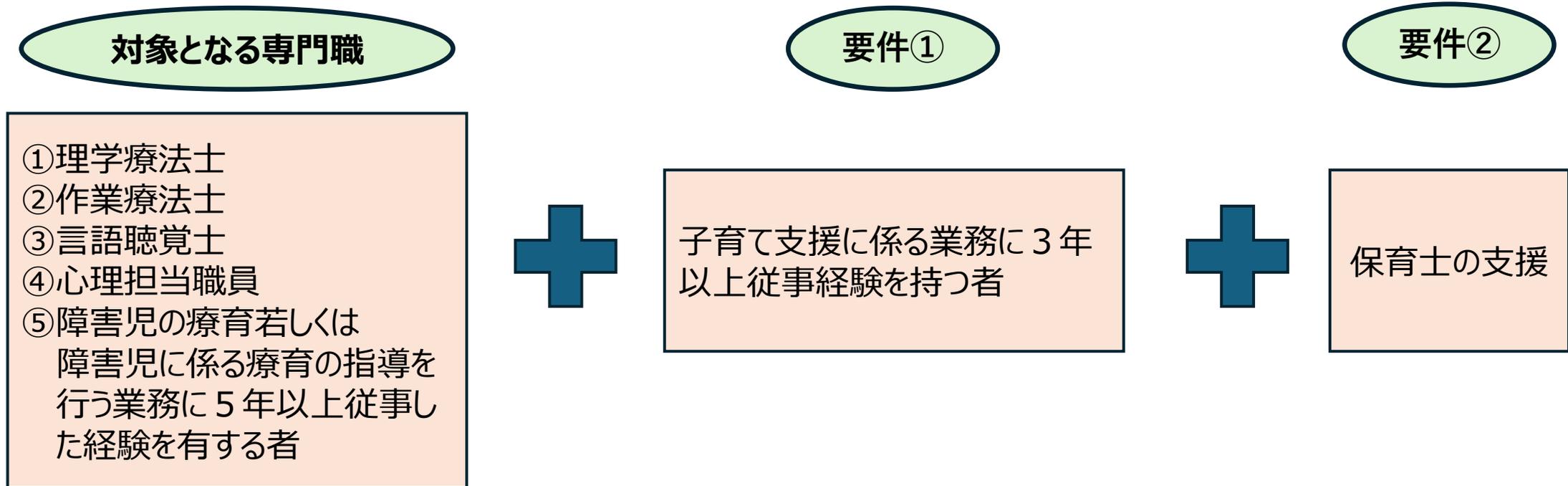
A：月60時間以上(1週に2日程度を想定)

B：月90時間以上(1週に3日程度を想定)

※Bは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能

障害児保育の充実のための専門職の活用等② (保育士みなし特例)

療育支援加算の見直しとあわせて、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける



※保育所及び認定こども園については、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと）が可能（ただし、それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする）

01

減算開始時期（報告未実施・不備がある場合）

令和8年7月請求分から適用開始

報告期限※から3か月以上経過しており、次のいずれかに該当する場合、減算が適用になります。

※報告期限は毎事業年度終了後5か月後以内

- 報告情報が未報告である
- 誤りを含む報告をしており、堺市からの修正依頼後「概ね1か月以内」に修正がなかった

02

減算の免除について

災害その他のやむを得ない事情がある場合

→堺市が認めた期間は減算を適用しない

03

減算率と適用期間

【減算率】

基本分単価 × 5%

【適用期間】

減算開始月～適切な報告が行われた月まで

令和6年度分の報告が未報告の施設については、
令和8年6月中に入力を完了してください。

※未報告の場合7月～減算になります

適用するイメージ

※ 赤色が減算を算定する月

※ 3月末が事業年度終了となる事業所のケース

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A							○													○				
施設B							○																	
施設C																								

R7年度における報告期限

7年度報告分
R7.10.30に報告

R7年度分の減算適用

8年度報告分
R8.11.15に報告

減算なし

8年度報告分
R9.2.10に報告

R8年度における報告期限

7年度報告分
R8.9.10に報告

R8年度分の減算適用

年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し

- ・現行の運用では、職員の退職が月の前半・後半に関わらず、その翌月の1月には年齢別配置基準を満たしていない場合に減算が生じることがある。
- ・人材確保に一定の猶予を設ける観点から、**月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を満たさなくなる場合、その翌々月から減算が生じることとする。**

イメージ	月日	9						10						11		
		1	5	10	15	20	25	30	1	5	10	15	20	25	31	
現行	①	年齢別配置基準を満たす状態						退職	配置なし	配置	減算適用					
	②	年齢別配置基準を満たす状態						退職	配置なし	配置	減算適用					
	③	年齢別配置基準を満たす状態						退職	配置なし	配置	減算なし					
R8年度	①	年齢別配置基準を満たす状態						退職	配置なし	配置	減算なし					
	②	年齢別配置基準を満たす状態						退職	配置なし	配置	減算適用					
	③	年齢別配置基準を満たす状態						退職	配置なし	配置	減算なし					
	④	年齢別配置基準を満たす状態						退職	配置なし	配置なし	減算適用					

保育ICT推進加算（仮称）の創設

○ 保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、**ICT活用の責任者を置いた上で、**

- 1 業務において、4つの機能（※1）を持つICTの活用
- 2 給付・監査について、保育業務施設管理プラットフォームの活用（※2）
- 3 入所・入園の調整等において、保活情報連携基盤の活用（※2）

を行う施設に対して、ICT活用に係る費用を加算する。

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

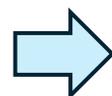
（※1）4つの機能とは？



- ・園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ・保護者との連絡に関する機能
- ・保育に係る計画・記録に関する機能
- ・キャッシュレス決済に関する機能

保育ICT推進加算（仮称）の創設

（※2）保育業務施設管理プラットフォームの活用・保活情報連携基盤の活用について



令和8年度は、アカウントの発行を受けていて、
令和9年度から両システムを活用することを確約した場合に、
加算の要件を満たしているものと取り扱います。

【活用の具体的な内容は、令和8年6月までを目途に示す予定。】

加算対象外となる施設

1. ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化を行っていない施設

単価

（3月初日の利用子どもの単価に加算）

幼稚園、保育所、認定こども園：30万円

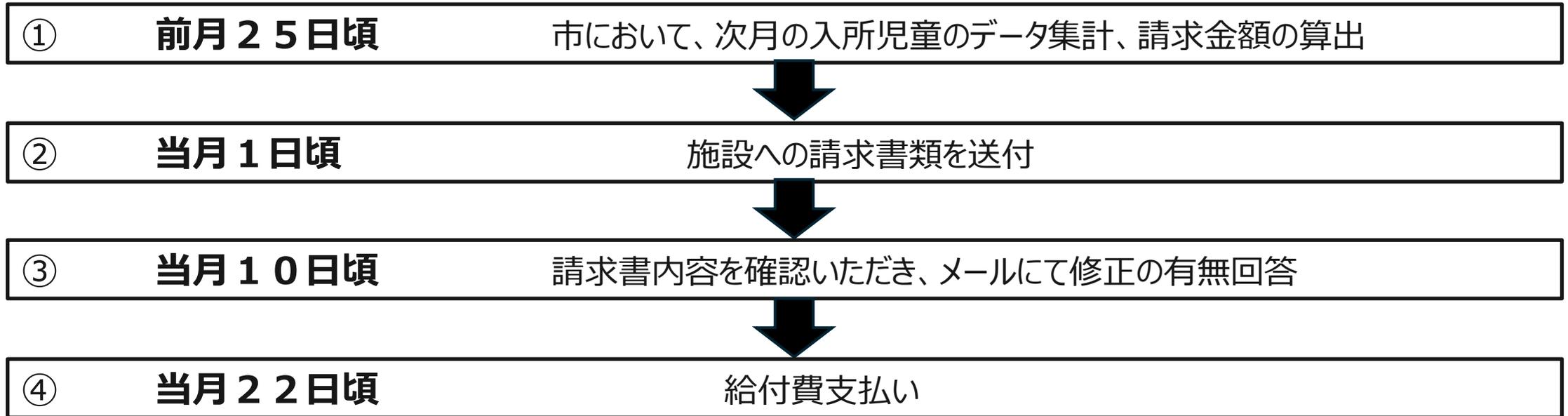
地域型保育事業：18万円

÷ 3月初日の利用子ども数

令和8年度給付費（委託費）について

(1) 請求、支払いの流れについて

毎月以下のスケジュールで行っております。



※締切・支払日が土日である場合は、直近の開庁日が締切・支払日となります。

(2) 年度当初の給付費（4～6月頃を想定）について

給付システムへの新年度公定価格単価の反映が間に合わないため、手集計で給付費を算定する予定です。そのため、年度当初は基本分単価、処遇改善等加算（区分1及び区分2）、冷暖房費加算のみで給付費を算定します。

(3) 加算の適用について

給付システムの準備が整い次第（7月頃を予定）、「給付に係る登録情報等について（照会）」でご回答いただいた内容をもとに加算を暫定で適用し、給付費に反映します。
（前月以前の分は調整額として反映）

なお、処遇改善等加算の加算率については、認定までの期間の暫定加算率として、以下のとおり適用します。
（大きく異なる見込みの場合はご連絡ください。）

	既存施設	新規移行、開設施設
処遇改善等加算 （区分1及び区分2）	前年度（R7）の加算率	提出していただいている認可・ 確認申請書類に記載の経験 年数をもとに算出した加算率
処遇改善等加算（区分3）	前年度（R7）の人数	なし。加算認定申請書受付後、 適用。

給付費の調整について

各種加算の正式な申請を行っていただき、本市で加算の認定を行った結果、暫定の加算と差異が出る場合、認定以降の給付費で調整（追給・戻入）します。

令和8年度4月分給付費（委託費）支払いスケジュール（予定）

- ・ 3月31日（火） 請求書発送 （市⇒施設）
- ・ 4月 9日（木） 請求書回答 締切（施設⇒市）
- ・ 4月分支払い： 施設型：4月22日（水） / 地域型：4月24（金）